

診断書様式 4 (再発性の失神・不整脈を原因とする失神 (植え込み型除細動器を植え込んでいる者) 関係)

診 断 書

(栃木県公安委員会提出用)

1 氏 名	男・女			
生年月日	T・S・H	年	月	日生 (歳)
住所				
2 医学的判断				
○ 病 名				
○ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況等)				
3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見				
(1) 除細動器植え込み前後に意識を失ったことがなく、1次予防 (植え込み前に心室頻拍・心室細動やそれによる意識消失の既往のない予防的植え込み) 目的の場合				
ア 植え込み後7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。				
イ 植え込み後7日を経過していないが、() 日以内に上記「ア」と診断できることが見込まれる。				
(2) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがある場合				
ア 植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。				
イ 植え込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因 () であり、この原因については、治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。				
ウ 植え込み後6月を経過していないが、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。				
エ 上記「ア」とはいえないが、6月 (月) 以内に、上記「ア」と診断できることが見込まれる。				
オ 上記「イ」とはいえないが、6月 (月) 以内に、上記「イ」と診断できることが見込まれる。				
カ 上記「ウ」とはいえないが、6月 (月) 以内に、上記「ウ」と診断できることが見込まれる。				
キ 上記「ア」から「カ」のいずれにも該当しない。(運転を控えるべき。)				

(3) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがない場合

- ア 植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
- イ 除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたと、この原因については治療により回復したため不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。
- ウ 植え込み後6月を経過していないが、植え込み後7日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。
- エ 上記「ア」とはいえないが、6月（月）以内に、上記「ア」と診断できることが見込まれる。
- オ 上記「イ」とはいえないが、6月（月）以内に、上記「イ」と診断できることが見込まれる。
- カ 上記「ウ」とはいえないが、6月（月）以内に、上記「ウ」と診断できることが見込まれる。
- キ 上記「ア」から「オ」のいずれにも該当しない。（運転を控えるべき。）

(4) 電池消耗、故障、不適切作動（誤作動等）により除細動器を交換した場合

- ア 電池消耗、故障、不適切作動（誤作動等）により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
- イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以内（日以内）に上記「ア」と診断できることが見込まれる。
- ウ 上記「ア」、「イ」のいずれにも該当しない。

4 その他特記すべき事項

担当医として以上のとおり診断する。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地（電話番号）

担当診療科名

担当医師名